

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条、第71条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別な理由のある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和7・8・9年度全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち「**役務の提供**」の**等級D以上**に格付され、競争参加地域が「**東海・北陸**」地域の競争参加資格を有する者であること。
令和4・5・6年度全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち、令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できるものであること。更新手続完了後、資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。

2 落札決定に関する事項

- (1) 単価をもって落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは切捨）をもって落札金額とするので消費税に係わる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、**税抜き金額**を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額が当該所定の予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。但し、同価の場合は抽選による。

3 違約金に関する事項

落札者が契約締結に応じない場合は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

4 入札の無効に関する事項

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- (4) 電報、電話等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

5 その他

- (1) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者については競争参加を認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約をおこなわない。
- (3) 入札に参加を希望する者は入札の前までに**資格決定通知書(写)**を提出すること。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、入札の前までに必ず委任状を提出すること。
- (5) 入札参加希望者は 令和7年4月18日(金) 13:00 までに下記問い合わせ先まで連絡すること。
- (6) 会計隊に備え付けの「入札心得」を熟知のうえ、入札に参加すること。
- (7) 本件入札においては郵便入札を可とする。郵便で参加する場合は 令和7年4月22日(火) まで必着とし、又到着の確認をすること。
初度入札で郵便による入札参加者があった場合、再度入札は直ちに行わず、次の時期に実施する。

ア 場所 第433会計隊入札室

イ 日時 令和7年4月25日(金) 13:40

- (8) 契約書の作成については、駐屯地ごとに作成する。

6 問い合わせ先

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班 (担当：山田)

TEL 0550-89-0711 (内線463、FAX 487)

Mail: 433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)